

## 守成クラブ東京立川会場 ゴルフ部 規約

### 第1条 (名称)

本部の名称は「守成クラブ東京立川会場 ゴルフ部」とします。

### 第2条 (目的)

本部は、守成クラブ東京立川会場の会員がゴルフを通じて交流を深め、以下の目的をもって活動を行います。

1. 会員同士の親睦と信頼関係の構築
2. ゴルフを通じた健康増進とリフレッシュの場の提供
3. 地域社会や守成クラブへの貢献

### 第3条 (参加資格)

本部の参加資格は以下の通りとします。

- 守成クラブ東京立川会場の正会員・準会員であること
- 他会場のゲスト参加は正会員であれば認める
- ゴルフが好き、またはこれから始めたい意思があること
- 本規約に同意し、協力的なコミュニケーションが取れること
- 参加人数の不足や運営補助が必要な場合に限り、会員の社員または家族の参加を特別に認めるものとする

※ゴルフの経験・スコアは問いません。初心者歓迎とします。

### 第4条 (禁止事項)

ゴルフ部の健全な運営と気持ちよい交流のため、以下の行為を禁止します。

#### 1. ゴルフ部の名称の不適切利用

ゴルフ部の名称・活動を利用して、特定の商材・サービスの販売促進や宣伝活動を行うことを禁止します。

#### 2. 個人情報の取り扱い

ゴルフ部の名簿や連絡先情報を、部活動の目的以外で使用することを禁止します。

(個別営業・外部提供・後日の勧誘など)

#### 3. 公序良俗に反する行為

他の部員や施設利用者への迷惑行為、社会的に不適切と判断される行為を禁止します。

#### 4 協調性を欠く行動

安全面を考慮し、協調性を著しく欠く行為、またはゴルフ場のルールに反する行為を禁止します。

※規約違反が認められた場合、協議の上で活動参加の停止・除名の措置をとる場合があります

す。

※必要な対応に費用が生じた場合は、当該当事者へ実費を請求することがあります。

#### **第5条（運営体制）**

本部は、顧問および部長によって運営します。

部長は、活動企画・日程調整・連絡管理などを担当します。

必要に応じて、ラウンド会・練習会・懇親会などを開催します。

#### **第6条（改定）**

本規約は、メンバーの合意に基づき、必要に応じて随時改定するものとします。

#### **附則**

本規約は 2025 年 12 月 1 日より施行する。

#### **改訂履歴**

2026 年 3 月 7 日 第 3 条改訂